

令和2年第3回羅臼町議会臨時会（第1号）

令和2年11月25日（水曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長行政報告
日程第 5 議案第57号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
日程第 6 議案第58号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	加藤 勉 君		2番	田中 良 君
	3番	高島 讓二 君		4番	井上 章二 君
	5番	坂本 志郎 君		6番	松原 臣 君
	7番	村山 修一 君		8番	鹿又 政義 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋 稔 君	副町長	川端 達也 君
教育長	和田 宏一 君	企画振興課長	八幡 雅人 君
総務課長	本見 泰敬 君	税務財政課長	対馬 憲仁 君
税務財政課長補佐	飯島 東 君	環境生活課長	松崎 博幸 君
保健福祉課長	太田 洋二 君	福祉・介護担当課長	福田 一輝 君
保健・国保担当課長	洲崎 久代 君	産業創生課長	大沼 良司 君
まちづくり担当課長	石崎 佳典 君	建設水道課長	佐野 健二 君
学務課長	平田 充 君	社会教育課長	野田 泰寿 君
社会教育課長補佐	湊 慶介 君	図書館長	菊地 理恵子 君
会計管理者	仙福 聖一 君		

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 鹿又明仁君 議会事務局長 長岡紀文君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

- 議長（佐藤 晶君） ただいまの出席議員は10人です。
定足数に達しておりますので、令和2年第3回羅臼町議会臨時会を開会いたします。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会期中における議場内でのマスク着用並びに出入口3か所を開放いたします。
ただし、発言時には、一定の距離を確保した上でマスクを外すことも許します。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤 晶君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番村山修一君及び8番鹿又政義君を指名いたします。
-

◎日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤 晶君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。
-

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（佐藤 晶君） 日程第3、諸般の報告を行います。
羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元に保管しております。
これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

皆様、大変お忙しいところ、こうして全員の御出席を賜りましたことに感謝申し上げたいと思います。ただいま、議長よりお許しをいただきましたので、2件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、特旨叙位の伝達についてであります。

令和2年9月4日に御逝去されました、元羅臼町議会議員（故）下柘棚貢氏が従六位に叙されました。

下柘棚氏におかれましては、昭和46年5月から平成15年4月までの間、7期28年の長きにわたり羅臼町議会議員として在職し、議会の円滑な運営に尽力し、高邁な政治信念を持って羅臼町の振興発展に寄与した功績が認められ、平成23年春の叙勲にて旭日双光章を受章しており、このたびの特旨叙位となったものであります。

去る11月9日、下柘棚氏の自宅におきまして、御子息であります下柘棚準様に伝達を行ったところでございます。

2件目は、大雨による被害についてであります。

去る10月13日、低気圧及び前線が発達した影響により、12日夜の初め頃から降り続いた雨が13日未明にかけて大雨となり、町道の路肩崩壊などの被害が発生いたしました。

当町では、13日午前2時36分に土砂災害、浸水害の大雨警報及び洪水警報が発表され、気象状況の推移を見ながら防災担当において警戒に当たったところではありますが、午前3時22分、降り続く大雨により土砂災害の危険度が高まったことにより、土砂災害警戒情報が発表され、第2非常配備体制となる災害警戒本部を設置し、担当管理職の召集を行ったところです。

この大雨の影響により、合計降水量は76.5ミリ、1時間の最大降水量は10月として観測史上第1位の45ミリの降水量となりました。

被害状況につきましては、町道市街5号線の路肩崩壊のほか、町道2路線、生活道路1路線において小規模な洗掘発生の報告を受けておりますが、幸いにも人的被害の報告はなく、安堵しているところであります。

被災した町道及び生活道路の復旧につきましては、応急措置を施し、順次、本復旧してまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第 5 議案第 5 7 号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について

◎日程第 6 議案第 5 8 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 5 議案第 5 7 号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について並びに日程第 6 議案第 5 8 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の 1 ページをお願いいたします。

議案第 5 7 号及び議案第 5 8 号の 2 件を一括して御説明させていただきます。

議案第 5 7 号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

2 ページをお願いいたします。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

改正理由であります。

令和 2 年の人事院勧告により、国家公務員の期末手当支給月数が改定されたことから、議案第 5 8 号で御説明いたします職員の給与条例と同様に改正を行うものでありまして、期末手当の年間支給率を 100 分の 5 引き下げするため、6 月期分、12 月期分をそれぞれ 100 分の 2.5 引き下げ、支給率をそれぞれ 100 分の 147.5 とするものであります。

なお、本年度につきましては、既に 6 月期分が支給済みのことから、附則で、令和 2 年 12 月に支給する期末手当に限り、支給率を改正後の 100 分の 147.5 とあるものを 100 分の 145 とする特例を定めるものであります。

改正条文であります。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 150」を「100 分の 147.5」に改める。

附則として、第 1 項は、施行期日です。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

第 2 項は、令和 2 年 12 月に支給する期末手当に関する特例です。

改正後の羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例第5条第2項の規定の適用については、令和2年12月に支給する期末手当に限り、同条同項中「100分の147.5」とあるのは「100分の145」とするものであります。

議案の3ページをお願いいたします。

議案第58号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

4ページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

改正理由であります。

議員報酬条例の一部改正と同様に、令和2年の人事院勧告により、職員のボーナスについて6月期、12月期分を合わせて100分の5引き下げするため、第1条では、既に本年6月期分が支給済みであることから、令和2年12月に支給する期末手当を100分の5引き下げる改正を行い、第2条においては、令和3年度以降の6月期、12月期分が均等に配分されるよう、100分の2.5を引き下げる改正を行うものであります。

改正条文であります。

第1条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の130」を「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」に改める。

第2条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附則として。

第1項は、施行期日等です。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものであります。

第2項は、委任規定です。

前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） なければ、これで質問を終わります。

ここで、議案調査のため休憩をいたします。

午前10時12分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第57号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第57号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第57号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第57号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第58号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

松原議員。

○6番（松原 臣君） 先ほどいろいろな質問があつて、元に戻つたということは、当初からいづれそういうふうな形にしなければ、財政上の問題もあつて。ただ、戻つた数字というのが全然分からないのですけれども、例えば給料が20万円で17万に減らしたと。だから3万円戻つたと。現在の戻つたという数字が分かれば、例を挙げて。ただ戻つたと言われても、数字がどういうふうになっているのか全然分からないということです。

今、分からない場合は、後でお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） それぞれの給料表に基づいて給料というのがございますので、それぞれの職員によって数字は違いますので、今ここで数字について御説明することはできませんけれども、今ある、本来の給料表に基準が戻つたということで押さえていただきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 松原議員。

○6番（松原 臣君） それ自体は、要するに減給していたものが戻つたというのを理解

しているのですよ。ただ、数字が、例えば一例でいいのですよ、全員でなくても。要するに、一般職員が戻って、課長はそのままだということはありませんでしょう。全員戻ったということですよ。だから、そういう理解の上で、一例でもいいからぜひどういような減額したものが戻ったかという数字を示してほしいと。

○議長（佐藤 晶君） 暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開いたします。

副町長。

○副町長（川端達也君） 給料表で説明しますと、1、2級の者が前回独自削減ということで2%の独自削減をしておりました。3、4級の者が3%、5、6級の者が4%の削減をしておりましたけれども、この2%、4%の削減については、完全に元に戻って削減がないということになっております。

例えば、30万円の給料をもらっていた者が4%の削減であれば月額1万2,000円の削減になりますけれども、この1万2,000円の削減がなくなって、元の30万円に戻ったということになります。

○議長（佐藤 晶君） 松原議員。

○6番（松原 臣君） 今の説明で、実際に、例えばではなくて実際に一般職員がいるわけでしょう。公開しているわけだから、別に秘密なわけでないので、一般職員が幾らもらっている場合は、これだけ減額して、これだけなったという、はっきりした数字で、例えばでなくて、減額した数字をはっきり、分かっているのでしょうか。減額した数字も一般職員であげた数字も。その一例を数字で示してくださいと。例えばの話ではなくて、現実には給料が下がったのが元に戻ったわけですから。全部を教えてくださいと言っているわけではなくて、要するに、それがこれだけ下がったものがこれだけ上がったのだなという具体的な数字を教えてくださいと。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 今ここに、給料表が手元にございませんで、後ほど給料表を資料等持って説明させていただきたいと思ひますし、資料を配付させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤 晶君） いいですか。

後ほど資料を配付するということでございませんで、御理解いただきたいと思ひます。

それでは、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） なければ、これで質問を終わります。

これから、採決を行いたいと思ひます。

この採決は、起立によって行います。

議案第58号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第58号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第3回羅臼町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員